

「大阪スーパーシティ認証登録制度」について

【事業概要】

大阪府・大阪市では、国家戦略特別区域法に基づく、スーパーシティ型の国家戦略特区として、「夢洲」、
「うめきた2期」のフィールドを中心に、規制改革等に取り組んでまいりました。

この度、実証環境の確保が可能な新たなフィールドの認証、及び規制改革や先端的サービスに取り組む企業等の登録を行う、「大阪スーパーシティ認証登録制度」の運用を令和8年7月8日から開始します。

併せて、認証フィールド・登録企業等に対して、必要なサポートを大阪市との連携により実施します。

新たにスーパーシティの取組を行おうとするフィールドの認証・企業等の登録

主なフィールド認証要件

- 企業等の実証に必要な場所の確保及び提供が可能
- 関係機関が申請者として参画 など

主な企業登録要件

- 一定水準を満たす規制改革提案を行っていること
- 実装に向けて取り組む事業に必要な体制等を有していること など

公的サポート（認証フィールド・登録企業等に対して、必要なサポートを実施）

規制改革提案 サポート

- ・有識者によるサポート
- ・個別案件ごとに規制改革の実現に向けて助言

ブランディングサ ポート

- ・登録企業等による取組のPRを通じた大阪スーパーシティのブランディング
- ・首都圏での国際展示会（CEATEC）でのPR機会を確保

実装サポート(府 が実施)

- ・府域展開などの実装に係る伴走支援
- ・規制改革提案・実証を踏まえ、実現可能性が相当程度に高いものが対象

認証登録制度等の全体像（イメージ）

